

令和2年4月17日

自由民主党政務調査会
外国人労働者等特別委員会
委員長 片山 さつき 殿

要望書

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 日本語教育機関への支援について

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、外国人留学生を抱える教育機関に甚大な影響を与えています。特に収入の全額を外国人留学生からの納付金で賄い運営されており、その学生募集を国外に依存する日本語教育機関への影響は深刻かつ、長期間に亘ることが確実であり、存亡の危機となっております。日本語教育の基盤となる日本語教育機関が失われることは、高等教育機関の留学生や外国人労働者の激減につながることから、下記の支援措置を早急にご検討いただけますようお願いいたします。

1. 日本語教育機関に対する支援

新型コロナウイルスの感染拡大による海外から入国する学生の激減、授業の休校措置等の結果、経営困難が予想される日本語教育機関に対して、事業の存続・継続のために支援をお願いいたします。

2. 日本語教育機関の教職員（非正規雇用含む）に対する支援

休校措置や開講できないクラスの発生が今後さらに予想されることから、教職員（非正規雇用含む）への支援をお願いいたします。

3. 日本語教育機関の留学生に対する支援

すでにわが国で勉学に励む留学生の多くは、生活費を補填するためにアルバイトをしていますが、勤務する飲食店等の顧客減少により、解雇または勤務時間を減らされるという事態が生じています。生活費の工面が厳しい状況となっている留学生たちのために支援をお願いいたします。

(一財)日本語教育振興協会
理事長 佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク
代表理事 大日向和知夫

(一社)全国各種学校日本語学校協会
理事長 吉岡正毅

(一社)全国日本語学校連合会
理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会
会長 深堀和子

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会
代表理事 江副隆秀

要望書に対する具体的にお願いしたい支援措置

1. 日本語教育機関に対する支援

(1) 日本語教育機関への財政支援

入国制限等により令和2年4月期生の新入生が入国できず、これらの留学生からの納付金がなく、納付金で賄い運営されている日本語教育機関の事業の存続や継続が困難となっています。在留資格認定証明書により入学申し込みの有無は疎明できるので、これらの留学生から支払われるべき納付金の補償として、例えば、在留資格認定証明書交付人数に応じた給付金やキャンセル人数に対しての給付金等の支援をお願いいたします。

(2) 令和2年4月期生の在留資格認定証明書の有効期間の延長

4月9日更新「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」により、在留資格認定証明書の有効期間が3ヵ月間から6ヵ月間への延長が認められました。専門学校を始め年2回の募集を行っている日本語教育機関は4月、10月が入学時期であり、6ヵ月間延長だけでは、10月入学に対応できず、現実的ではありません。4月期生の在留資格認定証明書発行は今年2月であり、6ヵ月間延長されても、有効期限は8月下旬までとなります。現実的な対応として1年の延長をお願いします。

(3) 令和2年10月期生申請日の延長

現在海外に行くことができず、10月期生の募集が困難な状況です。10月期生の申請について、時期の延長や、1ヶ月ごとに区切って申請時期をその都度行える等柔軟な対応をお願いいたします。

(4) 一時帰国者の在留資格認定満了日以降の再入国への配慮

4月9日更新「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」問7によると、許可された在留期限内に再入国できない旨の相談があった場合は、改めて在留資格認定証明書交付申請が必要、とあります。一方、4月3日出入国在留管理庁「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請受付期間の延長について」により、3月～6月中に在留期間満了日を迎える在留外国人は、満了日から3ヵ月後まで、在留資格変更、期間更新を受け付けてもらえるようになりました。現在母国に一時帰国している学生が、日本でのコロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、日本への入国制限のため、再入国ができずに母国で待機しています。母国で待機中に在留期間満了日を迎えてしまった場合でも、在留期間更新許可申請等を可能にしてください、満了日以降再入国が認められるようお願いいたします。(電話で法務省に確認した際には、再度認定申請を受けるように、との返答をいただきました。)

(5) 学校法人への資金繰り支援

日本語教育機関には学校法人立の専門学校、各種学校がありますが、国からの経常費補助金の対象外で、収益は留学生からの納付金でほぼ全て賄っています。このたびのコロナの影響で、4月期生はほとんど入国できていない状態であるとともに、10月期生の募集も見通しがたたない状況で、資金繰りの悪化が確実です。そこで、緊急経済対策の無利子・無担保融資の対象は中小企業・小規模事業者となっておりますが、学校法人立の日本語教育機関についても是非対象にさせていただけるようお願いいたします。

(6) オンラインによる授業に係る設備投資支援

日本語教育機関では、昨年入学した留学生が多数在籍しております。その留学生に学びの機会を提供し続けることは教育機関としての責務であると考えております。従って、令和2年4月現在、対面授業ができない（または控えている地域もある）中、オンライン授業の実施に踏み切っている日本語教育機関が多数あります。是非大学等と同様にオンラインシステムにかかる設備投資の支援をお願いいたします。

2. 日本語教育機関の教職員（非正規雇用含む）に対する支援

(1) 契約前の非正規雇用教員への支援

休業手当が支払われた教職員（非正規雇用含む）については雇用調整助成金等により救済されます。しかしながら令和2年4月期生が入国制限を受けており入国できないため、年度が始まる前から学生数が確保できないことが予想されました。そのため、授業担当を依頼（契約）していない非正規雇用教員が多数存在します。これらの教員には休業手当が支払われていませんので、支援をお願いいたします。

(2) 雇用調整助成金特例措置の緊急対応期間の延長のお願い

令和2年4月期生も入国できない状況の上、10月期生の募集も困難なことから、全く新入生の見通しが立たず、この状況が長期化すると考えられます。雇用調整助成金の特例措置の緊急対応期間を、令和2年7月以降も延長をお願いいたします。

3. 日本語教育機関の留学生に対する支援

(1) 留学生への財政支援

留学生が生活費等を補填するためにアルバイトをしていますが、解雇されたり、アルバイト時間を減らされたりしています。さらに親元も各国が行う新型コロナウイルスの感染拡大防止等の措置により経済的な余裕が失われています。このような留学生に対する具体的な財政支援として、例えば、日本語教育機関が授業料の減免を行った場合、減免分を補填していただけますようお願いいたします。また、かつて留学生に緊急一時金が給付された例がありますが、留学生が留学生生活を続けられるよう、緊急給付金の支給、もしくは、現在「緊急経済対策」として国民全員に一律に給付金を支給することが検討されていますが、その給付対象に留学生を含めていただく等の措置をお願いいたします。

(2) 行き場のなくなった留学生の受入れ支援

コロナによる影響で事業継続が困難になった日本語教育機関の廃校が想定されます。廃校になった場合、学生は既に支払った納付金の返還も受けられず、転校も難しいという状況に追い込まれます。このような行き場のなくなった廃校の学生を無償で受け入れた日本語教育機関に対し、受入れ学生の納付金の補填をお願いいたします。また、4月期生として在留資格認定証明書が交付されて、母国で入国を待っているうちに留学生が交付された在留資格認定証明書の所属機関が廃校となる場合が想定されるので、その場合は、来日前に所属機関の変更が可能となる等の配慮をお願いいたします。

令和2年4月9日

法務省告示日本語教育機関について

国内機関数：792 機関 ※令和2年3月26日現在

教員数：約1万人 ※専門的訓練を受けた日本語教師の5割以上を抱える集団

立地の分布：約70%が、首都圏、近畿圏、福岡周辺に立地。

設置形態：学校法人、株式会社、財団法人等様々

在籍者数：約10万人 ※国内の日本語学習者の約40%が在籍。

※本邦に在留する留学生総数の約30%。

在籍者の出身地：東アジア、東南アジアが中心。多国籍化、非漢字圏が増加。

※107か国・地域。

教育活動：週5日、年間35週以上・760授業時間以上のコース設定

学習者20人につき1人以上の教員、クラス定員は20人以下

受入れ時期：年2回(4月・10月)、又は年4回(4月・7月・10月・1月)

学生の在籍期間：6ヶ月～2年。3ヶ月以下の短期留学生の受入れも行っている。

日本語教育機関の役割：

- ① 約3.9万人/年を国内高等教育機関へ輩出。
- ② 約3千人/年を外国人高度人材として輩出。※国内教育機関からの就労の約15%。
- ③ 約1800人/年を母国の日系企業等への日本語人材として輩出。
- ④ 外国人留学生の生活支援
- ⑤ 外国人留学生の日本社会適応教育
- ⑥ 外国人留学生の進路に関する支援
- ⑦ 外国人留学生の在留上の支援・指導
- ⑧ 留学生以外にも、外国人ビジネスパーソン、日本人の配偶者、家族滞在者等の日本語教育・日本社会適応教育も担う。

注：日本語教育推進関係者会議(第2回会議資料)を元に作成。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_suishin_kankeisha/02/pdf/92010201_02.pdf